

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年6月6日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	神	田	加	津代
同	大	国	正	博

平成25監査年度 第1回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 広報広聴課	平成25年 6月13日	<p>公共料金等の資金前渡について 公共料金自動口座振替払いのPC等リース代(節：使用料及び賃借料)の支払において資金前渡された資金の残高不足が生じ、一時的に他の経費として資金前渡された資金から支払っているものが認められた。 当該経費は包括的な資金前渡により支出を行っており、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底されたい。 (注意事項)</p> <p>補助金交付にかかる事務処理について 平成24年度の補助金において、事業実績報告書は提出されていたが額の確定を行っておらず、また、概算払により支払われた当該補助金の精算書が作成されていないことが認められた。 今後は奈良県補助金等交付規則及び奈良県会計規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	<p>PC等リース代の支払方法は、平成25年度から資金の残高不足の生じない通常払に変更している。今後より一層、適正な事務執行に努める。</p> <p>平成25年度から、事業実績報告に基づく精算払に変更し、補助金等交付規則に基づき適正に執行する。</p>
東アジア連携課	6月13日	<p>補助金交付にかかる事務処理について 平成24年度の補助金において、補助対象事業終了後、大幅に遅延して補助金交付申請書が提出され交付決定が行われているものが認められた。また、交付要綱に定める期限までに事業実績報告書が提出されていなかった。 補助金の交付申請及び交付決定は補助対象事業の着手前に行い、関係書類は期限までに提出させることが基本であり、今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正な事務を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、事業着手前の交付決定及び関係書類提出期限の厳守等、適正な執行に努める。</p>
消防救急課	6月14日	<p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則ほか会計事務にかかる通知等に基づき適切な事務処理を行うよう課内及び防災航空隊に対する周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
総務部 行政経営課	7月16日	<p>未収金対策について</p>	

<p>ファシリティ マネジメント 室</p>		<p>未収金対策については、庁内関係課室を構成員とする未収金対策推進連絡会議で全庁的な情報交換や有効な手法の検討がなされてきたところである。</p> <p>県税においては、県税務職員の市町村への派遣や市町村との連携を図るための地方税滞納整理本部の設置などの積極的な取り組みがある一方、税外未収金については、各課によって取り組みや債権管理に不十分なものもあり、依然として多額の未収金が認められる。</p> <p>未収金対策は、財源の確保と負担の公平性の観点から重要な課題であり、全庁的に適切な債権管理が強く求められていることから、今後も新たな未収金の発生防止と縮減に向け、より一層効果的かつきめ細かな対策の強化・推進に努められたい。 (意見)</p>	<p>未収金対策については、未収金対策推進連絡会議の積極的な活用を図り、債権毎の未収金回収額等の数値目標の設定や進捗管理を行うとともに、庁内関係課における情報共有や連携を一層促進するなど、庁内全体で未収金対策の強化・推進に努める。</p> <p>また、税外未収金の適正な債権管理及び回収を強化するため、新たに弁護士による研修会を行うとともに、各課の抱える債権の回収困難事案に対する個別の法律相談を行っているところである。</p> <p>今後とも庁内全体で未収金対策に取り組むとともに、法的措置の一層の活用や民間活力を導入した徴収の推進等、未収金の削減に向けた取り組みを総合的に実施していきたい。</p>
<p>総務厚生センター</p>	<p>7月16日</p>	<p>業務委託契約の履行確認について</p> <p>奈良県総務事務システム再構築・運用業務委託において、契約書に記載されているにもかかわらず、引き渡しを受けシステムの運用を開始する際、書面による完了報告の受領及び完了の確認を怠っていた。</p> <p>今後は、契約に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>引き渡しを受けた際に書面による完了報告の受領及び完了の確認を行っていなかったが、受託業者との協議による完了報告及び完了の確認を行っており、運用開始にあたっての支障は生じていなかったことを確認した。</p> <p>今後は業務完了時に契約書の記載内容の再チェックを行うことにより適正な事務処理を行い、再発防止に努める。</p>
<p>財政課</p>	<p>7月16日</p>	<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>消耗品の購入において、支払が完了していたにもかかわらず、未払いと誤認し再度支払手続きを行い、業者からの連絡で2重払いが判明し戻入していた事例が認められた。</p> <p>今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>物品購入伺の課内決裁終了時点で必ず別途作成の物品購入整理表にその内容を記載することとし、起案者以外の責任のある者が、会計局等からの購入伺返却後及び物品検査書及び支出負担行為決議兼支出命令書起案時にその記載内容を複数回確認するなど、物品購入及び支払事務が適正に行われるよう管理体制を強化した。</p>

税務課	7月16日	<p>県税における収入未済額について</p> <p>県税収入については、クレジットカードによる収納など収納手段の拡大対策に取り込まれる一方、県税務職員の市町村への派遣や市町村との連携を図るための地方税滞納整理本部の設置など、滞納整理の強化に積極的に取り組まれている。</p> <p>県税収入未済額は昨年度に引き続き減少し、また、徴収率も改善されているものの、依然として多額の未収金が認められることから、財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見)</p>	<p>県税の収入未済額の69.9%(平成24年度実績)を占める個人県民税については、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、これまでも行ってきた県税務職員の市町村派遣に加え、新たな「奈良モデル」として複数の市町村と県が独自の協働徴収体制を構築する取り組みを進めている。</p> <p>また、自動車税をはじめとする県税の徴収対策については、各税事務所において、徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、差押等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税込及び税負担の公平性の確保に努めている。</p>
管財課	7月16日	<p>工事の施工状況写真等について</p> <p>表示板張替等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が認められた。</p> <p>表示板張替等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び課内でのチェックも強化すべきである。 (注意事項)</p>	<p>施行状況の確認については、今後は、全般にわたり施工前・施工中・施工後の写真を施工業者に提出させることにより厳密な確認を行うこととし、課内でのチェックも厳密に行うものとする。</p>
<p>地域振興部</p> <p>南部東部振興課(旧南部振興課)</p> <p>復旧・復興推進室</p> <p>うだ・アニマルパーク振興室</p>	<p>5月30日</p> <p>5月30日</p>	<p>郵便切手の管理について</p> <p>郵便切手等交付簿に必要な事項が記載されていないため、保有状況を把握していないことが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手の管理及び郵便切手等交付簿への記載を適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>公用車のタイヤ取替料及び食料品の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>物品の購入について</p> <p>飼料の購入において、見積合わせを</p>	<p>郵便切手の管理については、郵便切手等交付簿に適正な記載を行うとともに、毎月末に切手の現品残高との照合を行うこととした。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、郵便切手の適正な保有管理に努める。</p> <p>平成24年度分の誤った支出科目については支出更正を行った。今後は、奈良県予算規則等に基づき適正な支出科目で支出する。</p> <p>飼料については、平成2</p>

省略して差し支えない金額に分割して購入しているものが散見された。

物品の購入にあたっては、業者選定の競争性、透明性及び公平性の確保に努めるなど、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正に行うべきである。
(注意事項)

負担金の執行について

負担金の執行において、交付される負担金と直接対価関係にある役務または物の給付がないにもかかわらず、交付要綱を作成していないものが認められた。当該負担金は、奈良県補助金等交付規則の適用対象であるため、交付の申請、決定等に関する事項、その他予算の執行に関し必要な事項等について交付要綱を作成し、適正に執行すべきである。
(注意事項)

見積依頼書の作成について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約において、2者及び3者から見積徴収を行っているが前年度（委託）に引き続き見積依頼書による見積徴収が行われていない工事契約が散見された。

契約金額の競争性・公平性・透明性の確保の観点から見積内容等を明示し見積依頼書による見積徴収を行うなど業務の適正な執行に努められたい。

(注意事項)

工事監理業務委託における業務報告について

工事監理業務委託において、契約書及び仕様書に記載している打合せ議事録・工事監理業務日報を委託業者から提出させていないものが認められた。

当該委託業務については、月間業務報告書及び立会写真により履行確認を行っていたが、今後は契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、より一層委託業務の適正な執行に努められたい。
(注意事項)

調査業務委託における設計変更事務手続きについて

調査業務委託における設計変更事務手続きについて、設計変更伺書による決裁等が行われていたが、請負業者との「設計変更協議書」が取り交わされていない設計変更が認められた。

県土マネジメント部においては、設計変更に関する事務の適正化を図るため、発注者と受注者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとし

5年7月から見積合わせによる単価契約を導入し、業者選定の競争性、透明性及び公平性の確保に努める。

負担金の支出を見直し、平成25年度は負担金の執行を取りやめている。今後は、負担金については奈良県補助金等交付規則及び関係通知に基づき、適正な執行に努める。

仕様書等により見積依頼内容を明示し、徴した見積書の公平性を確保できるよう所属職員に周知徹底する。

今後は契約書及び仕様書に基づいた履行確認により、適正な事務執行に努める。

設計変更が生じた際は、文書（「指示書」・「協議書」等）をもって双方の意思確認を行うなど設計変更について適切な対応に取り組む。

		<p>ている。貴室においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組むよう努められたい。(意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出や契約事務等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)</p>	<p>決裁過程におけるチェック体制を強化(平成25年度は2名体制)し、支出や契約事務等について関係法令や規則等に基づいて処理する。</p>
観光局	<p>ならの魅力創造課</p> <p>4月23日</p>	<p>少額随意契約について</p> <p>見積競争により随意契約した業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約であるにも関わらず、提出された見積額が1者を除いて規則で定める上限額を大きく超えており、結果として適正な見積競争とは言いがたい事例が認められた。このことは、業務委託仕様書に詳細な業務内容が未記載であり、見積依頼先の選定についても、慎重さを欠いたことによるものと考えられる。</p> <p>地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。今後、随意契約事務の執行にあたっては、競争性・透明性・公平性の観点から、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に努められたい。(注意事項)</p>	<p>監査後、見積競争により随意契約する業務委託においては、見積依頼先が委託業務内容を正確に理解し、過大に見積もりをしないようにするため、委託業務仕様書の記載内容を見直し、委託業務内容をより詳細に記載している。</p> <p>また、見積依頼先の選定についても、当該業務を実施するのに必要な要件等をより詳細に勘案し、慎重に検討を行っている。</p> <p>今後も、引き続き適正な事務の執行に努める。</p>
国際観光課	<p>4月23日</p>	<p>負担金交付にかかる事務処理について</p> <p>平成23年度の負担金において、事業実績報告書の提出を受けず額の確定を行っていないものが6件、事業実績報告書が提出されたにもかかわらず決裁を受けず額の確定を行っていないものが2件認められ、当該負担金交付要綱に規定する事務を行っていないものがあった。</p> <p>今後、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき適正に処理するとともに、事務処理にあたってはチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処すべきである。(指摘事項)</p>	<p>平成23年度の負担金について、事業実績報告書が提出されていたが、決裁を受けず額の確定を行っていないものについては、決裁を受け、額の確定を行い、事業実績報告書の提出を受けていなかったものについては提出をさせるとともに、決裁を受け額の確定を行った。</p> <p>また、平成24年度執行分についても、適正な処理について課内で周知徹底を行うとともに、予算書及び予算執行状況等との突合を行</p>

			うことで、処理漏れがないことを確認した。 今後は、適正に事務処理を行い、チェック体制の充実に努める。
健康福祉部			
地域福祉課 監査指導室	5月20日	<p>公有財産台帳の整理について 所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳が作成されていなかった。奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。(指摘事項)</p> <p>補助事業の交付決定時期の遅延について 広報事業等にかかる補助金について、交付決定が著しく遅延しているものが散見された。 今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適時に交付決定するよう努められたい。(注意事項)</p> <p>生活福祉資金貸付金の償還未済金について 前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に多額な償還未済金が認められた。同協議会に対し、償還未済金の回収に向けた体制の強化を図るとともに、債権の保全及び回収に努めるよう厳正な指導をされたい。(意見)</p>	<p>所管する工作物について、公有財産台帳を作成し、奈良県公有財産規則に基づき整理を行った。今後は適正な管理に努める。</p> <p>各補助事業について、補助金等を交付すべきと認められたものは、速やかに交付決定を行うよう努めている。今後も奈良県補助金等交付規則に基づき、適時に交付決定を行う。</p> <p>県社会福祉協議会では、償還未済金の早期回収に向けて、コールセンターを設置し、電話による自主的納付の呼びかけを行い、返済の意識づけと長期未納化防止に取り組んでおり、定期的に市町村社会福祉協議会、民生児童委員と共に世帯訪問を行い自立生活に向けた生活指導を実施している。また、督促状の郵送時には、事前に市町村社会福祉協議会とも連携し、計画償還と早期納付を促進するための指導がなされているところである。 さらに償還未済金の回収や滞納防止に向け、体制の見直しや改善策を講じるように指導していく。</p>
障害福祉課	5月20日	<p>心身障害者扶養共済制度掛金の未収金について 心身障害者扶養共済制度の掛金において未収金の増加が認められた。 新たな未収金の発生防止に向けた取り組みや文書・電話による督促等による未収金の回収に努められているが、今後も一層回収の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>心身障害者扶養共済制度の掛金の未収分については、滞納者に対して文書による督促状の送付(過年度分については催告書の送付)、電話による督促を行うなど未収金の回収に努め</p>

		<p>ているところであるが、今後は、新たな未収金の発生防止に向け、新規滞納者には早期に対応するなど、一層収納の促進に努める。</p> <p>今後は、資金前渡にかかる精算・戻入及び資金前渡職員の異動の際の精算残金の引継ぎ等について、遅滞なく手続きを行うなど奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努める。</p>	
		<p>資金前渡の精算について</p> <p>会場使用料の資金前渡において、当該事業が中止となったが、資金前渡職員が精算行為を失念したまま異動したため、精算及び戻入が遅延しているものが認められた。また、後任の資金前渡職員に対し、前渡資金引継命令書による精算残金の引継も行われていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p>	
長寿社会課	5月20日	<p>資金前渡の精算について</p> <p>郵便切手の購入において、前渡資金の一部に精算手続きの遅延が見受けられた。また、郵便切手等交付簿に記載がないうえ、現金出納簿にも記載誤りが認められた。</p> <p>今後、資金前渡の精算等については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p>	<p>郵便切手等交付簿については、受払の都度登記し、記載漏れの防止に努めるとともに、現金出納簿については、精算の際登記状況を複数者により確認するなど、記載誤りの防止に努める。また、資金前渡の精算手続きは速やかに行うよう努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
健康づくり推進課	5月20日	<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>平成22年度に支出した報償費において、債権者の確認を怠ったため、誤って支払ったことが平成23年度に判明し、過年度収入及び支出を行った事例が認められた。</p> <p>また、奈良県会計規則で資金前渡が認められていない経費を前渡資金として支出し、戻入している事例も見受けられた。</p> <p>今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>指摘後、課員に対して会計規則等に即した適切な事務を行うよう周知徹底するとともに、課内のチェック体制の強化を図った。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努める。</p>
こども・女性局			
子育て支援課	4月18日	<p>児童扶養手当過払金における返納未済金について</p> <p>児童扶養手当過払金において、多額の返納未済金が認められた。</p> <p>新たな過払いの発生防止に向けた取組みや文書による督促・催告、返納指導、外部委託等による未収金の回収に</p>	<p>児童扶養手当過払金の未納者に対し、文書等により納付指導を強化するとともに、債務者の返済能力に応じて分納額を見直す等適切な納付指導を実施するなど、債務者間で不公平が生</p>

		<p>努められているが、同過払金は、強制徴収ができる債権であり、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。(意見)</p>	<p>じないよう、債権回収に向けて一層の収納促進に努める。</p> <p>さらに引き続き、未収金の一部について債権回収会社へ外部委託するとともに、新たな債権発生を防止するため、町村に対し手当の受給資格に関わる異動状況の把握に努めるよう指導を徹底する。</p>
こども家庭課	4月18日	<p>児童措置費負担金の未収金について</p> <p>児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。</p> <p>新たな滞納の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、同負担金は、強制徴収ができる債権であり、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。(注意事項)</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金における返還未済金について</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、多額な償還未済金が認められた。</p> <p>新たな償還未済金の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による償還未済金の積極的な回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(意見)</p>	<p>児童の入所措置の際において保護者への説明と指導を徹底し、未収金発生未然防止に努めるとともに、初期未納者に対する納付指導の強化を図る。また、今後一層、こども家庭相談センターとの連携を密にし、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を行うとともに、引き続き債権回収会社への外部委託を実施するなど、債務者間で不公平が生じないよう、債権回収に向けて一層の収納促進に努める。</p> <p>平成25年4月から、緊急雇用創出事業を活用して、民間の償還業務経験者を嘱託職員として配置し、滞納者への訪問償還指導の強化や償還マニュアルの充実等実施している。また、引き続き、悪質滞納者に対する法的措置(支払督促)も視野に入れた償還指導や催告の強化を行うとともに、債権回収の外部委託等を実施している。</p> <p>今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。</p>
医療政策部			
企画管理室	7月24日	<p>委託契約について</p> <p>平成23年度に締結した廃棄物処理の委託契約に関して、不適正な事例が認められた。</p> <p>年度末に県から処理依頼があった件につき年度内に収集運搬されたものの、</p>	<p>再発防止に向けて、保健所職員に対しては、感染性廃棄物の収集から最終処分の完了まで数日を要することを十分に周知する。また、</p>

		<p>最終処理業務が3月31日までに完了できず翌年度にまたがってしまったものである。その一連の業務について、新年度における契約の締結が行われないうまま平成24年度の予算から支出された。本来であれば、年度末に業務を打ち切り収集運搬までの業務の精算を行い、未処理分の処分業務については新年度に新たに契約を締結しそれに基づき支出を行うべきところである。</p> <p>発注者、受注者の両者とも履行期限の認識が不十分であったことが原因であり、地方自治法の「会計年度の独立の原則」の見地からみて不適切な事例である。</p> <p>今後は、職員及び業者に対し契約内容を十分に周知または説明を行い、依頼時には処理完了日の確認をするなどの対策を講じることにより、適正に実施できるよう努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>廃棄物は年度末まで溜めず適宜処分することや、3月20日以降は処理依頼を行わないこと等、具体的な対応策を指示する。</p> <p>さらに、委託業者との間で、年度内までに最終処分を完了する旨の覚書を締結し、適切な会計処理に取り組む。</p>
<p>地域医療連携課</p> <p>医師・看護師確保対策室</p>	7月24日	<p>看護師等修学資金貸付金の償還未済金について</p> <p>看護師等修学資金貸付金について、昨年度に引き続き多額の償還未済金が認められた。</p> <p>滞納整理に向けた努力はされているが、未済額は対前年度比で増加しており、いまだ多額であることから、今後も引き続き一層の収納促進に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p> <p>委託事業及び補助事業にかかる実績確認について</p> <p>委託事業及び補助事業について、実績報告書は提出されているものの、実績確認が十分とはいえない事例が認められた。</p> <p>実績報告書は、事業が適正に実施されているかどうかの確認及び額を確定するのに重要なものである。今後、事業者から提出された実績報告書について、支出証拠書類との照合や現地調査の実施等により十分な確認を行うよう努められたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>貸与者には制度の周知徹底に努め、未収金が発生しないように取り組んでいる。</p> <p>また、滞納者には訪問回数をこれまでの年1回から月1回に増加するとともに、平成25年度から滞納者だけではなく保証人についても督促を行っている。</p> <p>今後も効果的な督促・回収方法を検討し、収納率の向上に努める。</p> <p>今後は、事業者から提出された実績報告書について、支出証拠書類との照合、現地調査の実施、複数の担当者及び管理監督者による確認を徹底し、十分な確認を行う。</p>
保健予防課	7月24日	<p>未熟児養育医療費負担金の未収金について</p> <p>未熟児養育医療費負担金において、昨年度に引き続き未収金の増加が認められた。文書による督促や電話での催</p>	<p>未熟児養育事業は、権限委譲により平成25年度から市町村が実施主体となっ</p>

		<p>告は行っているものの、未収金の縮減に向けて他の具体的かつ効果的な対応策が必要と考えられる。</p> <p>今後は効果のある催告や訪問の実施など収納の促進に一層努められるべきである。(注意事項)</p> <p>委託にかかる概算払いのあり方について</p> <p>委託にかかる概算払いのあり方について検討を要する事例が認められた。</p> <p>これは、4月1日を契約日とし、翌年3月31日までを委託期間とするものであるが、履行確認を前に、その必要性を十分に検討することなく、2月中に委託料の全額を概算払いしたものである。概算払は会計例規上認められた支払い方法ではあるが、履行期限前の全額概算払いはほとんど例がない。今後概算払を行おうとする場合は、その必要性を慎重に検討し、適切に取り扱うことが求められる。(意見)</p>	<p>たことにより、県実施分にかかる未収金は平成24年度までの発生分がほとんどである。未収金の縮減に向けて、未収金対策にかかる研修を積極的に受講し、本業務に取り組むことができるよう人員配置等の体制整備を含め、これまで以上に収納の促進に努める。</p> <p>今後は、委託にかかる概算払いを執行する場合、委託契約時に概算払いの条件(金額、時期等)を付ける。</p>
薬務課	7月24日	<p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて</p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。</p> <p>自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。(注意事項)</p>	<p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについては前払いを徹底し、今後かかることのないよう再発防止に努める。</p>
くらし創造部			
企画管理室	5月16日	<p>公用車使用中における事故及び毀損について</p> <p>人権施策課において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>	<p>部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう指導を行った。</p> <p>今後も定期的に注意喚起を行い、事故の再発防止に取り組む。</p>
協働推進課	5月16日	<p>郵便切手の購入について</p> <p>郵便切手について、年間使用量に比べて残高が十分あるにもかかわらず、多額に購入されていた。購入にあたっては、使用の見込量に応じて、必要量を購入すべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、切手の現在残高と使用状況を踏まえ、必要見込み量を精査したうえで計画的に購入を行うなど管理を徹底する。</p>

スポーツ振興課	5月16日	<p>委託契約について</p> <p>国民体育大会選手団派遣事業にかかる委託契約において、契約書に具体的な業務内容が記載されていなかった。</p> <p>今後は、業務委託契約書に具体的な仕様書を添付するなど委託する業務内容を明確にし、適正な契約事務に努めるべきである。(意見)</p>	<p>事業実施主体の整理、見直しを行い、委託事業から補助事業へ変更した。当該補助金の執行に当たっては、事業内容を明確にするなど適正な事務処理に努める。</p>
人権施策課	5月16日	<p>専修学校等修学資金貸付金にかかる未収金について</p> <p>平成23年度専修学校等貸付金にかかる未収金が、前年度より増加し、なお多額の未収金が認められた。</p> <p>平成24年度においては、従来から実施している高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催に加え、土日の個別訪問を実施され、未収金の回収に努められているところであるが、なお一層未収金の縮減を図るため、引き続き収納の促進に努められたい。(注意事項)</p> <p>補助金の交付事務手続きの不備について</p> <p>隣保館運営等事業補助金において、経費の配分を変更したにもかかわらず、変更の承認手続きを行っていなかった。</p> <p>今後は、補助金交付団体への指導に努めるとともに、要綱に従って補助金交付申請、決定、交付手続きの一層の適正化を図られたい。(注意事項)</p>	<p>専修学校修学資金の返還未収金については、従来より滞納者へ文書督促や個別相談会、督促訪問を実施してきた。</p> <p>平成25年度は、昨年度に実施した土日の督促訪問を継続したところであるが、今後とも滞納者の状況等の把握に努め、免除申請手続や分割納付等についても適切に指導するなど一層の未収金回収に向けて効果的な督促・回収に努める。</p> <p>今後は経費の配分変更時の手続等について市町村への指導の徹底を図るとともに、要綱に従って補助金交付申請、決定、交付手続きの一層の適正化を図る。</p>
産業・雇用振興部			
企画管理室	5月8日	<p>公用車使用中における事故及び毀損について</p> <p>地域産業課において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>	<p>産業・雇用振興部内全所属長(出先機関を含む)宛てに「県有自動車の事故防止について」の注意喚起の文書を送付した。</p> <p>また、その後開催した部内課長会議にて、各課長に課員等への安全運転及び事故防止への周知を依頼し、課員各自が安全運転を心がけるよう指導した。</p>
地域産業課	5月8日	<p>貸付金の償還未済金について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金(繊維構造改善事業貸付金を含む)、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金について、昨年度に引</p>	<p>平成24年度については、新たに延滞となった貸付先は無かったものの、中小企業高度化資金貸付金</p>

き続き、極めて多額の償還未済金が認められた。対前年度比でその額が減少している貸付金がある一方、中小企業高度化資金貸付金がそれを上回って増加したため、総額においてはさらに増加した結果となっている。

今後は、これまで以上に、新たな償還未済金の発生防止並びに債権の保全及び回収に積極的に取り組み、償還未済金の縮減を図るよう努めるべきである。

(指摘事項)

で、既に延滞となっている貸付先の約定返済期限到来額が回収金額を上回ったため、償還未済金の総額としては増額となった。

新たな償還未済金の発生を防止するために、新規貸付があれば厳正な審査によって未収金増大防止に努めることとしており、正常償還先については、毎年決算額の提出を求めるなど状況把握に努め、約定どおりの償還が困難となった場合には条件変更、最終償還期限の延長など制度に則った手続をとり事業を継続させながら回収を図っている。

債権の保全については、不動産登記簿や固定資産評価証明書等入手しサービスによる組合及び連帯保証人の資産調査結果や担保物件の不動産鑑定調査結果と比較し、資産状況に変動がないか確認を行い、債務者の返済能力の把握に努めている。

償還未済金の回収については、民間金融機関で債権管理業務を経験した者を23年度より1名、24年度よりさらに1名嘱託職員として雇用し延滞債権の回収強化を図っており、貸付先の生活実態や資産状況等の情報を把握しつつ、法的措置も視野に入れながら督促に当たっている。

行政財産使用料の調定について

行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。

(注意事項)

奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について

奈良県営競輪事業費特別会計については、平成21年度以降、毎年度収支不足が生じており、厳しい状況が続い

平成25年度は、使用料の定めが年額であるものについて年度当初に調定を行い使用料の徴収を行っている。今後とも、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び関係通知に基づき適正な事務処理に努めていく。

平成25年9月11日開催の「奈良県営競輪あり方検討委員会」において、平

		<p>ている。</p> <p>24年度においては、経費の大幅な減少もあり、単年度では黒字であるが、この間の累積赤字を解消するまでには至らず、結果として、会計年度独立の原則の例外である繰上充用が4年連続となった。</p> <p>去る3月28日開催の「奈良県営競輪あり方検討委員会」に対して、運営全般に包括外部委託を導入することを前提に平成28年度末までは存続させたい旨を提案され、中間報告がなされたところであるが、引き続き、同委員会が行う検討状況や事業を取り巻く諸環境に留意し、状況の変化に即応した適確・適切な対応を講じられることが強く望まれる。(意見)</p>	<p>成25年度も引き続き、奈良競輪と全国の車券売上状況を情報提供し、西日本カップ、ガールズケイリン等を含めた経営改善に向けた分析を行い、委員による議論が行われた。</p> <p>併せて、同委員会の中間報告を受けて、包括外部委託の導入効果の検証を行い、平成25年9月議会に3カ年の債務負担行為の設定を提案したところ。</p> <p>今後は、場内で就労する従事員との協議状況や競輪界の動向など、事業を取り巻く諸環境に留意し、包括外部委託導入に向けた準備作業を進めることとしている。</p>
産業政策課 (旧工業振興課及び創業・経営支援室分)	5月8日	<p>委託契約にかかる経費の規定並びに実績の確認について</p> <p>平成22年度から23年度にかけての委託契約について、不適正な事例が認められた。</p> <p>この契約については、23年度の包括外部監査において、22年度支出について疑義のある経費が含まれている旨の意見が出されている。加えて24年度に実施した事実確認の結果、22年度及び23年度に不適正な支出が判明し、これにかかる返還請求を行ったものである。これらのことは、対象経費の規定が適切ではなかったこと、また、実績の確認が不十分であったことによるものと認められる。</p> <p>今後、委託契約の締結にあたっては、対象となる経費を予め適切に規定するとともに、実績の確認には万全を期すべきである。(指摘事項)</p>	<p>委託契約の締結にあたっては、事業実施上の注意事項等を記載した留意事項書面を交付していたが、対象となる経費についての具体的な規定はなかったことから、今後は出来る限り具体的に規定するよう改善を図る。また、併せて委託先の法令遵守にかかる社内統制を確認するとともに、対象経費について事前説明を行い周知徹底を図る。</p> <p>履行実績の確認にあたっては、事業進捗管理の強化により経費計上にかかる誤認識等の早期是正に努めるとともに、委託先に対してチェックリストによる自主点検を求めたうえで、検査マニュアルも活用して、限られた時間内に合理的、効率的に検査できるよう改善を図る。</p>
雇用労政課	5月8日	<p>委託契約の予算の令達について</p> <p>出先機関である高等技術専門校の委託契約の締結について、不適正な事例が認められた。</p> <p>同校が必要とする予算額を適時に令達しなかったために、財源の裏付けがない契約となったものである。今後は、内部のチェック体制の充実を図り、会</p>	<p>会計規則等に基づく適正な会計処理を認識させるとともに、予算令達において、高等技術専門校と十分に連絡を取り、内部のチェック体制の充実を図り、適時に令達することによる適正な</p>

		<p>計例規に則った適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p> <p>プロポーザルのあり方について</p> <p>雇用促進にかかる委託契約先を決定するにあたり、プロポーザルを実施したものの1者しか参加しなかった事例が他に比して多数認められた。</p> <p>プロポーザルは、企画面での競い合いを前提とし、よりよい提案を事業化しようとする制度であるから、今後は、業務仕様書の内容や周知広報の方策等に工夫を凝らし、複数者の参加が得られるよう努められたい。(意見)</p>	<p>事務処理に努める。</p> <p>公募型プロポーザルの参加者の募集において、入札情報が広く閲覧されている奈良県ホームページの会計局の入札情報ページへのリンク、雇用労政課のトップページに「雇用労政課のプロポーザル情報」の掲示を行い情報がすぐに閲覧できるよう周知広報に努める。また、参加申し込みが1者の場合、再公告により周知期間を長くすることにより複数者が参加申し込みできるよう努める。</p>
農 林 部			
企画管理室	5月27日	<p>借入品管理簿について</p> <p>奈良県農業人材センターにおいて使用するレンタカー等リース物品について、借入品管理簿が作成されていないことが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づき、使用するレンタカー等リース物品について借入品管理簿を作成する等、適正に処理する。</p>
地域農政課	5月27日	<p>農業改良資金貸付金の償還未済金について</p> <p>農業改良資金貸付金の償還金において、償還未済金額は前年度末と比較して減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払い督促や分割返済の実行、訴訟提起など未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後一層、未収金の収納の促進に努められたい。(意見)</p>	<p>農業改良資金貸付金の償還未済金については、訴訟提起又は分割返済で対応している。訴訟提起した案件は、訴訟対応を継続するとともに、県勝訴の判決が確定したのから、順次、相手方の資産差押等を実施する。また、分割返済を行っている案件は、月々の返済が滞らないよう進捗管理していく。</p> <p>約定償還中の債務者についても、農林振興事務所とともに、引き続いて経営改善を指導することにより、新たな延滞の発生を未然に防止するよう努めていく。</p>
林業振興課	5月27日	<p>林業改善資金貸付金にかかる償還未済金について</p> <p>林業改善資金貸付金の償還未済金額が前年度末と比較し減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払い督促や分割納付金額の増額指</p>	<p>林業改善資金貸付金にかかる償還未済金については、滞納者に対する電話や文書による督促に加えて、滞納者に対して県庁での納</p>

		導等、未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。(意見)	付指導を行った。今後とも未収金の回収強化に努め、未収額の圧縮に努める。
奈良の木ブランド課	5月23日	資金前渡にかかる事務処理について 講習会開催に伴う会場借上料を資金前渡していたが、前渡資金を出金せず職員が立替払いしたうえ、精算手続きも著しく遅延している事例が認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払いの規定がなく、法令及び規則に違反した処理である。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。(指摘事項)	今後、立替払いの再発防止のため、地方自治法及び奈良県会計規則に基づき経理事務の担当者ほか複数の職員により前渡金の管理(前渡金の支出日と、現金支払日、そして精算に至るまで)を行い、支出事務の適正化の徹底を図ることとした。また、精算の遅延については、立替払いの対応と同様、複数の職員でチェックを行い再発防止に努める。
県土マネジメント部			
企画管理室(収用委員会事務局)	6月7日	公用車使用中における事故について 郡山土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)	平成25年11月18日付け県土企第266号「県有自動車の事故防止等について(注意喚起)」により各所属長あて通知を行い、各職員への注意喚起、周知徹底を図った。
道路建設課	6月5日	不納欠損処分について 不納欠損処分予定であった債権について、財務会計システムで不納欠損登録を行わなかったため欠損処分されず、翌年度に処理し欠損処分されていた事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)	今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努める。
		設計変更に関する取り扱いについて 土木事業の設計変更においては、発注者と受注者が変更内容について合意した証として「設計変更協議書」を取り交わすこととなっているが、委託業務においてこの「設計変更協議書」を取り交わしていないものが認められた。 今後は、関係通知に基づき適正な手続きを行われたい。(注意事項)	今後は、技術管理課が定める関係通知に則り、適切な手続きを行うこととする。
		プロポーザル方式における事務手続きについて プロポーザル方式による委託事業者の選定手続きにおいて、事業執行何の金額を超えて参加者の募集等行っているものが認められた。 今後は、プロポーザル方式の実施にあたっては、慎重かつ適切な事務の執行	今後は、プロポーザル方式の実施にあたっては、執行予定額に注意し、慎重かつ適切な事務の執行に努める。

		に努められたい。(注意事項)	
下水道課	6月5日	<p>流域下水道事業費特別会計における退職手当負担金について</p> <p>流域下水道事業費特別会計で負担する職員の退職手当については、平成19年度まではすべて一般会計で負担してきたが、平成20年度より、退職手当支給実績の過去5年間の平均額を同特会で負担金として予算計上し、一般会計に繰り入れている。</p> <p>この算定方法を始めて5年が経過したこともあり、これまでの各年度の負担金額と決算額を検証・分析したうえで、退職手当負担金の今後のあり方について、一般会計との負担区分を明確にし、準公営企業会計として負担額の客観的な妥当性を確保するという観点から、公営企業会計の経理処理の方法を参考にするなど、慎重に検討されることが望まれる。(意見)</p>	<p>関係部局との協議を踏まえ、今後は、公営企業会計の経理処理手法を取り入れた方法に変更し、客観的な妥当性の確保に努める。</p>
まちづくり推進局			
住宅課	7月18日	<p>県営住宅使用料等の未収金について</p> <p>県営住宅使用料、入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金において、未収金の増加が認められた。</p> <p>滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託など等種々の収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p>	<p>住宅使用料については、その納付を確実にするために、口座振替払いを勧めるとともに、直接払いを行う者の便宜を図るため、現地において、収納窓口の開設、戸別訪問による納付指導を行い、収納率の向上を図っている。</p> <p>入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金についても、引き続き納付指導の強化に一層取り組んでいる。</p> <p>また、退去滞納者に対する債権回収については、弁護士への委託を行っているところであり、効果的な回収を図っていく。</p> <p>なお、平成24年度からは県営住宅における管理運営の適正化に向けた家賃滞納者への督促、明渡等請求訴訟及び強制執行による取り組み等を公表しており、そのことが県営住宅入居者に対する滞納の事前防止に効果があるものと考え、実施しているところであり、今後も効果的な滞納の解消</p>

		<p>支出科目について</p> <p>県営住宅のガス管取替えにおいて、建設工事として執行すべきところを委託業務として処理したことにより、誤った支出科目による支出を行っていた。今後は、奈良県予算規則及び奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>を図っていく。</p> <p>今後は、奈良県予算規則及び奈良県会計規則に基づき、適正な科目での事務執行を行っていく。</p>
建築課	7月18日	<p>郵便切手等交付簿の記載について</p> <p>郵便切手等交付簿について、適切な方法で記載されていないため、記載残高と現物の照合が困難となっている状況が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則にしたがい郵便切手等交付簿の記載を適正に行うとともに、定期的に現物確認を行うなど郵便切手等の厳正な管理に努められたい。(注意事項)</p>	<p>郵便切手等交付簿の記載については、誤記・記載漏れのないよう職員に周知徹底した。今後は、奈良県会計規則にしたがい適正に記載するとともに、定期的に複数の職員により現物確認を行う。</p>
営繕課	7月18日	<p>委託契約にかかる変更手続きについて</p> <p>委託契約において契約金額の変更が生じたが、履行期限を超過し業務が完了したにもかかわらず、変更契約書を締結していないものが認められた。</p> <p>今後、契約の変更にあたっては適時に変更契約書を作成し、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>委託業務の契約変更に関する取り扱いについて</p> <p>委託業務の契約変更において、当初契約額の40%を超えて変更されている事例が認められた。</p> <p>営繕課では「設計変更事務処理要領」に基づき、工事において大幅な変更が生じる場合は特別に審議される等慎重な手続きを踏むこととなっているが、委託に関する規定はない状況にある。一方、土木事業においては、委託も含め「土木事業の設計変更に関する取り扱い」(改訂)により事務処理が規定されている。</p> <p>委託事業においても、当初契約と大きく乖離する契約変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から、慎重な対応に努められたい。(意見)</p>	<p>指摘のあった変更手続きについては、直ちに必要な手続きを完了した。また、適正な契約事務の執行を行うべく、速やかに課内周知を図り、併せて、毎年年度当初に実施している営繕課職員全体会議においても工事及び設計業務の契約等の履行厳守について研修を行った。今後もこの全体会議の研修を継続実施し、契約等の履行厳守を徹底する。</p> <p>委託業務における契約変更処理については、「建設工事の設計変更の事務処理要領」に準じた取扱いとするよう課内全員に周知した。今後も、毎年実施している営繕課職員全体会議において周知していく。</p>
会計局	8月1日	<p>用品センター及び奈良県用品調達基金の管理・運営について</p>	

		<p>奈良県用品調達基金の平成24年度末現在高において、用品センターで取り扱う多種の消耗品の過不足により、9,733円の不足額が認められた。</p> <p>これは、在庫状況や帳簿上の受け払いの確認不足等により生じたもので、不足額は年度経過後の4月16日に一般会計から繰り入れられていた。</p> <p>用品センターの管理・運営上、物品に多少の過不足が生じることはやむを得ないものと考えられるが、当該基金が定額資金運用型基金であるところから、年度末には1,000万円の定額として運用されるものであり、今後は、基金に過不足が生じた際には遅滞なく整理するとともに、物品に過不足が生じることのないよう用品センターの管理体制を強化するなど、基金設置の趣旨に沿った適正な管理・運営に努められたい。 (意見)</p>	<p>棚卸しの結果、基金に過不足が生じた場合に備え、年度内整理に要する日数を確保するため、奈良県用品調達基金管理要領運用細則を改正し、第四半期(1～3月)の棚卸し時期を早め、定額資金運用型基金として円滑な運用を図る。</p> <p>また、過不足の発生を極力防ぐために、用品の払出・仕入・陳列業務等の見直しを行い、在庫管理を徹底した。</p>
教育委員会			
企画管理室	8月5日	<p>会計処理にかかる事務局内審査について</p> <p>教育委員会事務局企画管理室は、事務局内の会計事務について、例規に則り審査や確認を行うとともに、事務の適正を推進すべき部門である。しかし、今般、請求額が訂正された請求書が添付されているにもかかわらず支出確認を行った事例や、支出科目の誤り等が散見された。</p> <p>今後は、会計例規等を遵守し、厳格な審査・指導を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>教育委員会事務局内の厳格な審査・指導を行うため、予算経理係内では、日々の会計処理の中で、より一層慎重な審査を行うとともに、特殊な事例については、係員全員で十分協議し、会計局の意見も聞きながら、処理する。</p> <p>また、教育委員会事務局内の各課職員の会計知識向上を図るため、人事異動後の4月に会計事務担当職員(各係1名、計30～40名程度)を集めて会計研修を開催する。その他、何か全庁的な問題が発生すれば、随時、当該問題を題材とした会計研修を開催する。</p> <p>これらの取組により、教育委員会事務局内の会計処理の適正化を図る。</p>
福利課	8月5日	<p>土地の貸付について</p> <p>平成12年に取得した御所教職員住宅の土地に、配電用支持物(電柱)が設置されているにも関わらず、貸付契約を締結していなかったため、使用料の徴収漏れが認められた。</p> <p>今後は、事務処理に十分留意すると</p>	<p>土地の貸付については、既に改善して平成24年度に貸付契約を締結し、貸付料を徴収済みである。過年度分については、不当利得の返還請求として平成14</p>

		<p>ともに、チェック体制の強化を図られたい。 (指摘事項)</p> <p>公有財産の管理について</p> <p>県有地の譲与に伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への抹消が漏れているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>～23年度分を徴収済みである。</p> <p>公有財産の管理については、平成25年7月に公有財産異動等報告書を管財課へ提出し、公有財産台帳の抹消は完了した。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
学校支援課	8月1日	<p>奨学資金貸付金の償還未済について</p> <p>新規貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済額の増加が認められ、また、三奨学資金等に代わり創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められた。</p> <p>文書や訪問による督促・催告、償還回収の外部委託等により未収金の回収に努められているところであるが、今後も一層の収納の促進に努められたい。</p> <p>また、訪問や面接の際の一部支払に柔軟に対応するため、分任出納員の任命について検討するなど、組織としてより実効性のある徴収体制となるよう取り組まれたい。 (指摘事項)</p> <p>長期継続契約の期間延長契約について</p> <p>総合寄宿舍の給食業務委託にかかる長期継続契約において、契約可能期間を超える変更契約が認められた。今後は関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>奨学資金貸付金の償還未済金については、従来より滞納者への訪問督促や返還相談会(県内24会場)の実施、さらに、支払督促等の法的措置や所在不明や遠隔地等で回収が困難な債権についての債権回収委託を実施しており、平成25年度は通常の訪問督促に加えて、休日・夜間の訪問督促を強化し、実施している。</p> <p>特に、修学支援奨学金・育成奨学金については、返還未済金を増加させないため、平成25年度より、口座振替可能な金融機関を1行から5行に増やし、返還の利便性向上と収納率の向上を図っている。</p> <p>今後は、貸与申請、貸与決定時等に貸与終了後の返還への意識付けや、未収金回収業者への委託対象の拡大による、未収金の発生を未然に防止する取り組みや、口座振替対応金融機関を拡大し、口座振替利用者の増加を図り、返還の利便性の向上と納付機会を拡大し、引き続き着実な償還未済金の回収に努めてまいりたい。</p> <p>長期継続契約の契約期間については、平成17年5月10日付け出納局長通知により、3年が限度とされているところ、本件は、契約期間3年であった原契約を3年7ヶ月15日に期間</p>

			<p>高等学校授業料の未収金について</p> <p>高校授業料の未収金については、平成22年度から授業料が無償化となり新規の未収金は発生しないため、前年度から減少しているが、依然として過年度分の未収金が残っている。授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成するが、催告状の送付のみで、面談、訪問による催告を行っていないなど、徴収事務への取組が十分と認められない学校が見受けられた。</p> <p>県教育委員会は、該当校に対し、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう、必要な助言・指導を行うべきである。 (意見)</p> <p>県立学校における自動販売機の設置者の選定について</p> <p>県立学校の自動販売機は、公募を行うことなく使用許可により設置されているが、知事部局では、平成22年度の行政監査の監査意見を受け、平成24年度から公募が開始されているところである。</p> <p>自動販売機の設置においては、設置者の選定手続きの競争性、公平性及び透明性の確保や、県有資産の一層の有効活用の観点から、公募の早期導入について積極的に検討を進められたい。 (意見)</p>	<p>変更しているものである。</p> <p>原因は、担当職員の会計関連知識の不足であり、今後は職員の会計関連知識の習得に向けて取り組み、再発の防止に努めてまいりたい。</p> <p>高等学校授業料の未収金については、適正な管理を行うために、未収額のある県立高等学校の授業料担当者と、督促や法的措置、不納欠損処理等について、理解を深めて適正な債権管理が行えるよう、担当者会議、個別相談等を実施している。しかし、取組の十分でない学校があることから、今後は、各学校から定期的に未収金への取組等の現況報告を実施し、個別相談等をさらに充実させ、適正な債権管理を図り、未収金の回収に努めてまいりたい。</p> <p>自動販売機については、多くの学校において、PTAが購買や食堂とともに運営をしており、自動販売機の黒字で購買等の赤字を補填するなど、一体的な運営を行っている。</p> <p>県全体で公募制の導入を進める中、教育委員会としても課題として認識しているところである。今後、他府県の手法も参考としながら、生徒又は保護者の負担が増加しないよう配慮しつつ、まずは導入に支障の少ない学校から、早期の導入に向け検討を図ってまいりたい。</p>
教職員課	8月1日		<p>ボランティア保険の加入時期について</p> <p>ボランティア活動保険について、前年度に引き続き、一部の保険料の払込がボランティア活動日より後になっていた。補償期間は、加入手続き完了日の翌日から年度末であることから、今後は、適時に加入手続きを行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、ボランティア活動日の1か月前までに実施計画書を提出するよう、平成25年度第1回県立学校長会(平成25年4月12日開催)において、県立学校に対して周知徹底を行うとともに、適時に加入手続</p>

			きを行うべく事務処理を行う。
学校教育課 生徒指導支援室	8月5日	<p>物品の発注について 県内公立中学校が行う「社会貢献・社会参加活動推進事業」において、各学校からの購入依頼に基づき、学校単位で事業実施に必要な物品の購入を行っていたが、発注先に著しい偏りが見受けられた。 また、総額で300万円を超える物品を購入しているが、単価契約や見積合わせを行っていなかった。 物品の発注にあたっては、業者選定の競争性、透明性及び公平性の確保に努めるなど、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な取扱いを行うとともに、より効率的な事業実施のあり方について検討されたい。 (注意事項)</p> <p>委託費の履行確認について 森林環境教育体験学習事業委託費において、委託を受けた小学校が事業実施計画を変更したにも関わらず、報告していないものが認められた。 今後は、事業実施要綱に基づき、実施計画に変更が生じた場合は、速やかに報告するよう指導するとともに、額の確定においては、事業実績報告書の審査を行い、委託費の使途を確認するなど、委託業務の適正な履行確認に努められたい。 (注意事項)</p> <p>重要物品の管理について 重要物品について、備品管理簿への記載誤りが認められた。 すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、備品管理簿への記載を適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、物品発注事務、委託費の履行確認、重要物品の管理等に、一部適正とはいえない事務処理が認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>物品の発注にあたっては、業者選定の競争性、透明性及び公平性の確保に努め、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な取扱いを行うとともに、より効果的な事業実施に努める。</p> <p>今後は、事業実施要綱に基づき、委託先に対し実施計画に変更が生じた場合は、速やかに報告するよう指導する。また、額の確定に際しての事業実績報告書の審査等、委託業務の適正な履行確認に努める。</p> <p>記載誤りについては是正済みである。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき備品管理簿への記載を適正に行う。</p> <p>今後は、課・室内において関係法令や規則等を周知徹底し、課・室員一人一人の理解を深め、互いにチェックできる環境を整えることにより、適正な事務処理に努める。</p>
人権・地域教育課	8月5日	<p>土地の賃貸借契約について 国立曽爾青少年自然の家施設用地について、文部科学省と土地の賃貸借契約を締結しているが、検討を要する事項が認められた。 契約において、国の暫定予算に伴っ</p>	<p>今後、土地の賃貸借契約については、契約書に定められた調定行為を行うとともに、公有財産規則等に則った契約を基に、適正な収</p>

		<p>て賃借期間を平成24年4月6日までとし、国の予算成立後は、平成25年3月31日に延長するとしたものである。賃借料は、契約書第5条において、賃貸期間経過後に発行された納入通知書により納付するものとされているが、4月1日に年額の納入通知書を発行しており、契約書と異なる調定行為を行っていた。また、年間の賃借料は、納期限から遅れて納付されていた。</p> <p>今後は、公有財産規則等に則った契約を基に、適正な収納事務に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>土地建物貸付料の調定について</p> <p>電柱設置にかかる土地賃貸借料及び社会教育センターの貸付料について、調定時期等に遅延が認められた。電柱設置貸付料については土地建物等賃貸借契約書第6条により4月25日までに、また、社会教育センターの貸付料については、土地建物等賃貸借契約書第5条の規定において、4月から9月までの6か月分を4月末日までに、10月から翌年3月までの6か月分を10月末日までに支払うこととなっている。今後は、適時に調定等を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>納事務に努める。</p> <p>今後、土地建物貸付料の調定にあたっては、土地建物等賃貸借契約書の内容を遵守し、適正な収納事務に努める。</p>
保健体育課	8月1日	<p>補助金の交付事務について</p> <p>奈良県学校給食会に対し、給食用米穀等にかかる残留農薬等の検査に要する経費を補助しているが、補助対象年度の前年度に行った検査を全額補助対象としているものが認められた。</p> <p>今後は、適切な事業の執行となるよう団体を指導するとともに、年度をまたがる検査についての経費補助の仕方に関しては、慎重な検討を行い、事務の適正な手続きに努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>イベント開催にかかる講師招へい費用、公用車の車検にかかる自賠責保険料及び重量税印紙の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p>	<p>当該補助金については、これまで、補助対象年度の学校給食に提供される給食用米穀等の残留農薬等検査であったことから、補助対象年度の前年度の3月末に行った検査も補助対象としていたが、今後は、補助金交付要綱に基づき適正に処理することとし、併せて、団体に対し補助対象年度内に検査を行うよう指導する。</p> <p>なお、平成25年度は、補助対象年度の前年度に実施した検査を補助対象経費から除外することで対応する。</p> <p>今後は、講演会やイベント開催にかかる講師謝金については、相手方との契約の形態や依頼内容を勘案した上で適正な支出科目により支出する。また、その外の経費についても、奈良県</p>

		<p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて</p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。</p> <p>自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出事務、補助金交付事務等に一部適正とはいえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>	<p>会計規則等に基づき適正な科目で支出する。</p> <p>当該公用車については、平成25年度から管財課へ保管転換したが、当課の支払事務についても、今後は奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な支払時期での執行に努める。</p> <p>今後は、課内において会計規則や関係通知等を周知徹底し、課員一人一人の理解を深め、互いにチェックできる環境を整えることにより、不適切な事務処理を防止し、関係法令や規則等に基づいて事務を執行するよう努める。</p>
文化財保存課	8月1日	<p>支出科目について</p> <p>公用車の購入にかかる重量税印紙の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。(注意事項)</p> <p>予定価格の算定について</p> <p>県指定天然記念物樹木調査・診断委託業務における予定価格の算定について、十分な検討がなされていない。特殊技術等により特命随意契約とせざるを得ない場合では、妥当な予定価格の算定が困難な面もあるが、契約相手方から詳細な見積書を徴取したり、同種、同等の事例を調査するなど、予定価格の算定方法の妥当性について検討されたい。(意見)</p>	<p>公用車の購入にかかる重量税印紙の支払いについて、今後は公課費で予算措置を行い支出する。</p> <p>予定価格の算定にあたっては、今後は、十分に検討し、契約の相手方から詳細な見積書を徴取することや、類似事例を調査するなどにより、予定価格の算定を行う。</p>
文化財保存事務所	8月1日	<p>請求書の金額訂正について</p> <p>支出行為の証拠書である請求書において、請求額の訂正が認められた。</p> <p>当然のことながら、今般の事例は、支払う側による請求額の訂正であることから、不正改ざんと思われかねない行為である。今後は、業者の確認のうえ請求書の再発行を求めるなど、会計例規に則った厳正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>工事の施工状況写真等について</p> <p>前年度に引き続き工事の施工状況写真が少なく、また、使用材料の検収写真及び納入伝票等が無いこと、仕様通りの材料が使われているか確認出来ない工事が認められた。</p>	<p>請求書受理の際、請求額などの重要な項目に誤りがあった場合は、業者に確認のうえ請求書の再発行を求めるなど、発行者による訂正を徹底することとし、会計例規に則った厳正な事務処理に努める。</p> <p>仕様通りの材料が使われ、適正に工事が施工されているのかを確認出来るよう、施工写真等工事記録の整備及び使用材料の規格・</p>

		<p>工事の施工については、工事記録の整備及び使用材料の規格・品質等確認出来るようにするべきであり、請負業者への指導及び事務所内でのチェックも強化すべきである。(注意事項)</p>	<p>品質等が確認できる書類・資料の提出の徹底を請負業者に指導するとともに、事務所内でのチェックも強化するよう努める。</p>
警察本部	7月26日	<p>分庁舎地下駐車場における事故について</p> <p>分庁舎地下駐車場において、駐車用機器及び公用車の破損事故が認められた。</p> <p>これは職員による、駐車時の確認不足と駐車機器の操作時の注意不足により生じた人為的ミスであり、大事故に繋がった恐れがある。</p> <p>再度、このような事故が起こらないよう注意喚起を図りたい。(指摘事項)</p> <p>放置違反金の未収金について</p> <p>放置違反金において、多額の未収金が認められた。</p> <p>文書、電話等による督促、訪問または、滞納処分等により未収金の回収に努められており、未収額も減少しているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(意見)</p>	<p>分庁舎地下駐車場における公用車の破損事故発生、及びそれに伴う車両からのガソリン流出が判明したことにより、直ちに奈良市消防本部及び県管財課等に連絡を行い、当該駐車機器の使用と地下駐車場への車両の進入を制限し、二次災害の防止に努めた。</p> <p>事故発生所属である会計課では、当該事案の重大性を受け、事故発生の翌日、全課員に対して同機器の取り扱いについて教養を実施するとともに、出入庫時の複数人による作業と入庫後における車両及びその周辺の確認・点検を確実にを行うよう改めて周知徹底を行った。</p> <p>さらに、当該設備を使用する全ての所属に対しては、会計課長名による連絡文書を発出し、当該事故の概要と機器使用時の留意事項等を取扱説明書による挿絵を添付する等により、使用する者が容易にその注意点を理解できるよう通知した。また、同機器の操作盤付近に注意を促すための点検ポイント等を図示した張り紙を掲示し、同種事案の再発防止に努めている。</p> <p>放置違反金の納付命令(放置違反金債権)は、そのもととなる確認標章の貼付を日々行っているため、日々大量に発生する債権である。</p> <p>加えて、確認標章を貼付する対象が放置駐車違反車両であるため、貼付時点では車両の使用者(債務者)が特定されておらず、特定の</p>

ための調査が必要な場合や、所在が判明しても回収すべき財産がない場合もあるなど、その回収に多大な労力を要するものでもある。

こうした中であって、文書、電話、訪問による督促、更には強制徴収(差押え)により未収金の回収に取り組んでいるところであるが、平成25年度からはこれに加え、督促状に「財産の差押えについて」という通知文を同封し、さらに、封筒の表面にも「重要」と朱書きするなど任意による納付を促す工夫を行い、より一層収納の促進に努めている。

公用車使用中における事故について

警察本部及び警察署において、公用車使用中の事故が認められた。

前年度に比較して事故件数は減少しているものの、不注意による事故も多く見られる。

警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)

各所属長に対し、部下職員に対する交通事故防止についての指導の徹底と各種施策の推進を指示するとともに、交通事故の当事者となった職員に対しては、運転技能訓練を中心とした安全運転講習を実施した。また、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能認定審査及び各種専科教養等において、交通事故防止の徹底について指導・教養を実施した。

交通事故発生所属においては、発生直後に事故原因を検証し、運転者及び同乗者に対して安全運転についての指導・教養を再徹底した。さらに、各所属における幹部会議や課(署・隊)員研修等において、安全運転の励行を指示するとともに、交通事故に関する具体的な事例を挙げての指導・教養を実施して、交通事故防止意識の向上を図った。また、公用車両の運行前車両点検を確実に実施することにより、車両の適切な管理を行い、交通事故防止に努めている。

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 消防学校	4月12日	<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>4月分のプロパンガス代について、支払が完了していたにもかかわらず、未払と誤認し、再度支払ったため、一時的に二重払いとなっていた。</p> <p>今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>財務会計システム入力には支出関係書類がすべて揃ってから入力するようにし、予算執行状況照会で最新のデータにより、前回までの支払い状況を確認する。</p>
地域振興部 橿原文化会館	2月19日	<p>設備更新工事について</p> <p>施設の屋外給水埋設配管及び受水槽の給水装置更新契約において、建設工事として執行すべきところを委託業務として処理したことにより、誤った支出科目による支出を行っていた。また、検査報告書が作成されていなかった。</p> <p>今後は、奈良県予算規則及び奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>大ホールの大迫りスクリーンナット等修繕工事、及び舞台照明調光卓更新工事は、適正な支出科目である工事請負費で執行した。委託業務の検査報告書については、監査終了後、直ちに「委託終了検査報告書」を作成し、不備のあった書類を整えた。</p> <p>今後は、支出科目の適正化について全職員に周知し、内部のチェックを徹底し、奈良県予算規則及び奈良県契約規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p>
図書情報館	2月1日	<p>公有財産台帳の整理について</p> <p>所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳が整理されていなかった。奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>切手の購入において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。(注意事項)</p>	<p>図書情報館所管の公有財産を確認し、台帳を整理した。今後は公有財産台帳の適正な管理に努める。</p> <p>切手の購入はもとより、他の科目においても支出の際には十分に確認を行い、適切な支出に努める。</p>
県立大学	1月24日	<p>県立大学授業料の未収金について</p> <p>県立大学授業料において未収金の増加が認められた。新たな未収金の発生防止に向けた取組みや文書による督促・催告、個別指導等により未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>授業料滞納者に対し、文書等による催告を継続的に行うとともに、法的措置を含めた対応を検討するなど、一層の回収に努める。</p> <p>また、未納者の状況把握に努め、納付指導を徹底するなどの対応をとり、未収金発生未然防止に努める。</p>

健康福祉部			る。
吉野福祉事務所	4月16日	<p>生活保護費返還金の未収金について 生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>生活保護費返還金の滞納者に対しては、電話連絡や世帯訪問を実施することにより、滞納理由や生活状況に関して債務者本人及び関係者から事情聴取を行うとともに、納付交渉及び納付指導を実施しているところである。 また、平成25年度より県主催の未収金対策の研修にも参加し、債権回収のための情報収集も実施している。 今後もより一層の収納促進に努める。</p>
筒井寮	2月15日	<p>立替払いについて 研究会の資料代の支出において、職員が立替払いしているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払いの規定がなく、法令及び規則に違反した処理である。 今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>随意契約について 委託契約の締結において、委託業者から見積書を徴収せず、また、見積合わせを行わずに地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を締結していたことが認められた。 今後は、奈良県契約規則等に基づき適正に見積書を徴収し、委託業者を選定すべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目について 入所児童・生徒にかかる経費の支出について、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、支出科目、立替払い、随意契約等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)</p>	<p>今後は、地方自治法等の関係法令及び会計規則を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、職員にも立替払いをしないよう徹底に努める。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき適正に見積書を徴収し、委託業者の選定を行う。</p> <p>今後は、入所児童等に係る経費について適正な支出科目で支出を行う。</p> <p>今回の監査で指摘された不適正な支出等について、今後は、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処する。</p>
こども・女性局			

中央こども家庭相談センター	4月10日	<p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する作業日報を委託事業者から提出させていないものが認められた。当該委託業務については、業務月報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>監査後、委託事業者から作業日報を提出させ、業務の履行確認を行っている。今後は、必要な報告書等の提出により履行確認を確実にし、より一層委託業務の適正な執行に努める。</p>
<p>医療政策部</p> <p>郡山保健所</p>	2月15日	<p>委託契約の締結について</p> <p>委託契約の締結について、不適正な取扱いが散見された。具体的には、契約締結日以降、遅延して支出負担行為されていたもの、随意契約理由書が作成されていなかったもの、単年度ごとに契約すべきであるにもかかわらず契約書に自動更新の規定があるもの、随意契約根拠を誤って適用していたもの等である。今後は、奈良県会計規則等の例規に則り、また、複数者によるチェック体制を整備するなど、適正な契約事務に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、委託契約の締結等に不適正な事務処理が散見された。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>	<p>今後は不適切な取扱いがないよう契約締結時に支出負担行為を行い、契約内容にも特に注意を払い奈良県会計規則等の例規に則り適正に契約事務を進めるとともに、複数者によるチェック体制の充実を図る等、適正な契約事務を行うよう努める。</p> <p>今後、事務の執行にあたっては、内部統制の充実を図り、決裁過程においてチェック体制を強化し、さらに関係法令や規則等に基づいて適切に事務処理を行うよう努める。</p>
奈良病院	7月30日	<p>医業収入の個人未収金について</p> <p>医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。対前年度比で大幅に増加している。今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止により一層努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>個人未収金については、窓口での声かけ、電話督促、督促状の送付等をこれまで以上に積極的に行うなど未収金回収の強化に努めるとともに、クレジットカードや高額療養費限度額適用認定制度等の活用を一層進め、また保険未加入や身寄りの無い患者等については相談体制の充実を図るなど関係部署が一体となって未収金の縮減に努める。さらに、回収困難案件については、未収金回収業務委託先に早期に委託して回収強化を図るとともに法的措置も検討する。</p>

現金収納における会計処理について

看護専門学校における現金収納について、不適正な事例が認められた。

具体的には、企業出納員は、現金取扱員が収納した現金の引継ぎを受けなければならないにもかかわらず、現金取扱員に現金を病院会計窓口届けさせ、医事業務受託業者に企業出納員の領収済印の押印を行わせていた等である。

今後は、現金収納について、奈良県病院事業会計規則等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるべきである。

(指摘事項)

委託業務について

委託業務において、不適正な事例が認められた。

契約書に定められている毎日の作業報告書が提出されておらず、また、契約書を不適切な方法で訂正されていたこと等である。

今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められるとともに、契約書を訂正する場合は契約者双方の訂正印を押印するなど適切な方法により行うべきである。

(指摘事項)

委託料の支払いについて

委託料の支払いについて、不適正な事例が認められた。

契約書に記載されたすべての業務が完了する前に、委託料の全額を支払っていたものである。

今後は、すべての業務の完了を確認した後に、支払うよう取り扱われたい。

(指摘事項)

診療報酬請求にかかる未収等について

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等から返戻され、再請求していない診療報酬請求書のうち、平成23年度及び24年度診療分が複数認められた。

今後は病院として請求状況を十分把握し、医事委託業者に対して適時に適切な指導を行われたい。

(注意事項)

工事の施工状況写真等について

電子カルテシステム対応工事等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が散見された。

当該工事等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び

現金取扱員が企業出納員に確実に引き継ぎするよう徹底した。今後は事務処理に誤りのないよう努める。

作業報告書の提出を徹底させるよう改めた。また契約書の不適切な訂正は、職員に注意した。今後は事務処理に誤りのないよう努める。

付帯業務も含めた全業務が完全に履行されていることを確認したうえで支払いするよう職員に徹底した。今後は事務処理に誤りのないよう努める。

返戻については速やかに処理するよう職員及び医事委託業者に徹底した。今後は適切な事務処理を進める。

施工状況の確認にはその証拠として必ず写真を残すよう職員に徹底した。今後は事務処理に誤りが無いよう努める。

		<p>病院内でのチェックも強化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>内部統制について 前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても、業務委託契約事務等に不適正な処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>少額随意契約について 業務委託において、少額随意契約の限度額を超えた事例が認められた。</p> <p>この事例は、単価契約であるところから予定数量を年額100万円以内の数量に収まると見込んでいたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約により見積競争を実施し最も安価な業者と契約を交わした。ところが、契約期間終了後、年額にしてその上限額を上回る結果となったものである。このことは、予定数量の見込みが甘かったことが原因と考えられる。</p> <p>今後、随意契約事務の執行にあたっては、慎重な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(意見)</p>	<p>適正な事務処理を確保するよう、職員に対する一層の指導監督を行った。今後は事務処理に誤りがないよう努める。</p> <p>契約締結にあたっては年間予定数量をより厳格に見積もるよう職員に徹底した。今後はより一層、慎重な事務処理に努め、適正な事務執行を行う。</p>
三室病院	7月30日	<p>団体あて未収金の取り扱いについて 団体あて未収金の取り扱いについて、不適切な取り扱いが認められた。</p> <p>平成19年から20年にかけて発生した入院基本加算の請求漏れのうち、労災・公災分が請求されないまま、23年10月に請求時効を迎えたものである。</p> <p>受託業者に対する請求も含めて回収に向けた方策を検討されているとのことであるが、今後は、未収金の管理や医事業務委託契約の履行確認を適切に行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>診療報酬請求にかかる未収等について 診療報酬請求書(以下「レセプト」という。)について、高額レセプトに添付する症状詳記(コメント)が未作成等の理由により、社会保険診療報酬支払基金等へ請求されていない平成23年度以前の保留レセプトが多数認められた。</p> <p>また、団体からの返戻レセプトにつ</p>	<p>平成19年から20年にかけて発生した入院基本加算の請求漏れのうち、時効を迎えた労災・公災分については、受託業者と協議した結果、全額について受託業者が対応することとなり、現在事務作業を進めている。</p> <p>今後このような事態が発生しないよう、未収金の管理や医事業務委託契約の履行確認を適切に行うよう努める。</p> <p>高額レセプトに添付する症状詳記(コメント)が未作成等により社会保険診療報酬支払基金等に請求されていない平成23年度以前の保留レセプトが多数あったが、平成25年6月までに</p>

		<p>いて、前年度に比べ増加が認められた。</p> <p>平成24年度より院長・各部長が医事委託業者と診療報酬に係る会議を毎月開催し、保留レセプト件数が減少するなど一定の改善が見られるが、レセプト請求については、病院経営の観点からも重要な課題であることを認識し、速やかな請求に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>医療用備品の処分について</p> <p>医療用備品の廃棄にあたり、不適切な事例が認められた。</p> <p>物品処分の手続きに必要な廃棄伺いが作成されないまま廃棄されたものである。備品の廃棄処分にあたっては、廃棄理由の妥当性及び他への有効活用の可否等を組織として十分検討のうえ、意思決定すべきである。</p> <p>今後、医療用備品の処分については、奈良県病院事業会計規則及び関係通知に基づき適正に行うよう努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても、診療報酬請求事務、未収金取扱事務等に不適正な処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>医業収入の個人未収金について</p> <p>医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて努力はされているものの、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。</p> <p>また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる分についても、速やかな収納に努められたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>すべて請求した。</p> <p>今後も速やかな請求に努める。</p> <p>備品の廃棄処分にあたっては必ず廃棄伺を作成し、決裁を得てから処分するように徹底した。また、備品の廃棄処分にあたっては、廃棄理由の妥当性及び他への有効活用の可否等を十分検討のうえ、意思決定を行うよう努める。</p> <p>適正な事務処理を確保するよう、職員に対する一層の指導監督を行った。今後は、事務の執行にあたり、関係法令や規則等に基づき適正に処理し、決裁過程におけるチェック体制を強化する等により、適切に対処する。</p> <p>個人未収金については、窓口での声かけ、電話督促、督促状の送付等をこれまで以上に積極的に行うなど、早期回収及び新たな未収金の発生防止に努めるため、未収金回収体制の強化に努める。また、回収困難案件は未収金回収業務委託先に早期に委託して回収強化を図るとともに法的措置も検討する。</p> <p>平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる分も含め、今後も速やかな回収に努める。</p>
五條病院	7月30日	<p>医業収入の個人未収金について</p> <p>医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。</p>	<p>医業収入の未収金の縮減について、未収金回収業務</p>

回収に向けて努力はされているものの、対前年度比では微増となっており、また、残額も多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。
(注意事項)

工事の施工状況写真等について

修理工事等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が散見された。

修理工事等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び病院内でのチェックも強化すべきである。
(注意事項)

医療用備品の処分について

医療用備品の廃棄にあたり、不適切な事例が認められた。

物品処分の手続きに必要な廃棄伺いが作成されないまま廃棄されたものである。備品の廃棄処分にあたっては、廃棄理由の妥当性及び他への有効活用可否等を組織として十分検討のうえ、意思決定すべきである。

今後、医療用備品の処分については、奈良県病院事業会計規則及び関係通知に基づき適正に行うよう努められたい。
(注意事項)

内部統制について

今回の監査において、委託事務、工事発注事務等に不適正な処理が多々認められた。

事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。
(意見)

の初期対応と発生予防業務を強化して集中的に実施することとし、回収困難案件は未収金回収業務委託先に早期に委託して回収強化を図ると共に法的措置も検討する。

また、クレジットカードや高額療養費限度額適用認定制度等の活用を一層進め、保険未加入や身寄りの無い患者等については、会計所管部署と患者相談担当部署とが連携を密にして相談体制の充実を図るなど、関係部署が一体となって未収金回収体制の強化に努め、その縮減を図る。

修理工事等においては、工事完成前後の写真を提出するよう請負業者に対して従来から指導しているところであるが、今後は、工事発注の仕様書にその旨明記する等適正な事務執行を行う。

医療用備品の処分においては、従来から作成していた「物品処分伺」の書式を改正するとともに、今後は、残存価値や再活用の可否等も踏まえた処分理由の詳細について十分検討のうえ、処分を決定するように努める。

事務の執行に際しては関係法令や規程類の確認を徹底し、特に指導のあった点については事務処理方法の再確認や見直し、書類作成時における内容、添付書類、日付、印鑑の確認等について担当職員への指導を徹底するとともに、各決裁過程における複数の者による確認等チェック体制の充実に努め、厳正に処理する。

<p>くらし創造部</p> <p>消費生活センター</p>	<p>2月18日</p>	<p>行政財産使用料の調定について 行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)</p> <p>契約書の記載等について 長期継続契約を締結した機械警備委託業務の契約書において、契約締結日が記入されておらず、年度ごとの支払額が誤って記載されていた。また、契約書の内容修正に伴う訂正印が不足しているものや、日付が空欄である見積書が複数認められた。 今後は、契約行為はもとより、財務事務の執行にあたっては、会計例規に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実を図り、適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、年度当初に調定し、4月25日までの収納に努める。</p> <p>今後、契約行為はもとより財務事務の執行にあたっては、会計例規に基づいて処理することを徹底し、決裁過程においては、厳重にチェックすることで適正な事務処理に努める。</p>
<p>景観・環境局</p> <p>景観・環境総合センター (旧景観・環境保全センター)</p>	<p>4月19日</p>	<p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項)</p>	<p>監査後は、受検日前の支出処理を行っている。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>産業振興総合センター(旧工業技術センター)</p>	<p>3月22日</p>	<p>委託契約の締結について 電話交換機のリース契約期間終了後、引き続き3ヶ月間にわたって随意契約により同リース業者と保守業務委託契約を締結していたが、その後、見積競争を行った結果、さらに契約額が低減していた事例が認められた。リース期間の終了時に見積競争を行うべき案件と考えられる。 その他、随意契約理由書が作成されていない事例も見受けられた。 今後、委託契約の締結にあたっては、奈良県契約規則や奈良県会計規則等の例規に則り、経済的かつ適正な執行に</p>	<p>電話交換機については、設備本体のリース期間満了後も、引き続き保守業務委託契約を締結する必要があったことから、早い段階で見積競争の手続きに入れるよう年間計画を策定し、進捗管理を徹底する。 また、契約事務にあたっては、契約事務マニュアルやチェックリストを作成、活用するとともに、複数人によるチェックを徹底す</p>

		努められたい。 (注意事項)	る。
高等技術専門学校	1月31日	委託契約の締結について 委託契約の締結について、不適正な事例が認められた。 契約を締結するにあたっては、財源(予算)の裏付けがなければならないが、それを欠いたまま支出負担行為決議書によることなく事業執行伺いにより年度当初に1年間の契約を締結した事例である。今後は、予算令達に関して本課と十分に連絡を取り合い、会計例規に則った適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)	委託契約の締結について、予算令達に関し本課と十分に連絡を取り合い、支出負担行為決議書による契約の締結を行い、会計規則に則した適正な事務処理に努める。
農 林 部			
中央卸売市場	3月22日	市場使用料等にかかる未収金について 市場使用料等にかかる未収金額は前年度に比べ増加し、なお多額の収入未済額が認められた。 滞納等ルールを守らない事業者を撤退させる入退去基準を新たに設ける等、悪質滞納者に対する納付指導強化に着手されているが、今後、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努めるべきである。 また、破産手続き廃止の決定を受けた事業者にかかる債権について、不納欠損処分を検討していないものが認められた。今後は、奈良県債権不納欠損処分基準に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)	平成25年度、未収金対策として保証金を6件充当した。 また、未収金の発生している営業事業者に対しては、入退去基準を示し、納付指導を行っている。その結果、3ヶ月以上の長期滞納社数は平成25年3月末時点で15社あったが、平成25年10月時点では8社となった。今後も入退去基準により厳正に対処していく。廃業事業者については、今後も財産状況等を調査し回収に努めていく。 なお、平成25年度末には、破産廃止決定等により回収が見込めないケースについては不納欠損処分を予定している。
農業総合センター	1月31日	継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項)	平成24年9月24日の会計局実施検査においてもその旨注意がなされ、それ以降の公用車継続車検の受検時においては、自賠責保険料について、車検満了期日を再確認のうえ車検受検前に前金払いにより支出を行うこととした。今後は、このようなことのないようより一層の注意を図り適正な事務処理を行うこととした。
家畜保健衛生所	2月19日	講習受講料の支出について 講習受講料の支出において、債権者か	講習会の受講料の支出に

ら請求書を徴することなく支出を行っている事例が認められた。

これは、受講料を講習会開催日まで
に支払うこととなっており、債権者の
請求書に基づくことなく支払ったもの
であり、担当者による確認と内部のチ
ェックが不十分であったことによるも
のである。

今後このようなことがないよう実効
性のあるチェック体制の整備を図り、
奈良県会計規則に基づき適正な事務処
理に努めるべきである。(指摘事項)

公共料金等の資金前渡について

公共料金自動口座振替払いの電話代
(節：役務費)の支払において資金前渡
された資金に残高不足が生じ、前年度
に引き続き一時的に他の経費として資
金前渡された資金から支払っているも
のが認められた。

また、平成23年度電話機リース料
の年度末精算を誤り残高不足が生じた
ため、3月分のリース料が翌24年度
予算から支出されていることが認めら
れた。

当該経費は包括的な資金前渡により
支出を行っており、それぞれの経費ご
とに残高不足による振替不能が起こら
ないよう資金管理を徹底することとさ
れているところである。

今後、奈良県会計規則に基づき、適
正な支出事務処理を行うべきである。
(指摘事項)

医薬材料費にかかる単価契約書につ いて

医薬材料の購入にあたり、作成して
いる単価契約書に県所長印の押印漏れ
が認められた。

見積競争により契約の相手方を決定
しているが、当該契約書では「本書2
通を作成し、双方記名押印のうえ、各
自1通を保有するものとする」と規定
しているため、今後、契約事務の執行
にあたっては適正に契約を締結する等、
適正な事務処理に努めるべきである。
(注意事項)

内部統制について

前年度に内部統制について意見を出
したところであるが、今回の監査にお
いても契約・支出事務等に不適正な事
務処理が多々認められ、改善への取り
組みが必要と考えられる。

事務の執行にあたっては、関係法令
や規則等に基づいて処理するとともに、
決裁過程におけるチェック体制を強化

については、今後、債権者から
の請求書に基づき行うと
ともに、担当者と管理者の
複数チェックを徹底するな
どチェック体制を整備し、
会計規則に基づく適正な事
務処理に努めていく。

公共料金等の支出につい
ては、支払い年度の誤りが
ないかなど、請求内容を十
分確認するとともに、各経
費ごとに前渡資金残高表を
整理し、残高不足が生じな
いよう担当者と管理者の複
数チェックを徹底すること
とし、会計規則に基づく適
正な資金管理と事務処理に
努めていく。

全ての契約書について、
押印漏れ等のチェックを行
った。今後は、施行段階に
おけるチェックも徹底し、
契約規則等に基づく適正な
契約事務に努めていく。

事務の執行にあたって
は、その根拠となる会計規
則、契約規則等に必ず照ら
して処理するとともに、決
裁過程、施行段階のいずれ
においてもチェックを担当
者と管理者の複数で行うな
ど、チェック体制を強化し、

		<p>するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処のうえ万全を期されたい。 (注意事項)</p>	<p>法令、規則の遵守と適正な事務処理に努めていく。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>流域下水道センター</p>	<p>3月22日</p>	<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>物品購入代金の支出手続において支出先を誤った事例が認められた。次年度になってから、購入業者からの問い合わせで誤りが判明し、誤払い金の返納及び再度の支出手続が行われたが、これは担当者による債権者の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>支出手続きについて、内容の確認を2名以上で行うことにより、チェック体制を強化した。今後、支払い誤りが生じないよう適正な会計処理に努める。</p>
<p>まちづくり推進局</p> <p>奈良公園管理事務所</p>	<p>3月21日</p>	<p>過払金の戻入について</p> <p>債権者からの請求誤りにより過払いとなった自動車重量税にかかる年度内の返納手続きにおいて、歳出予算にその資金を戻す方法をとらず、歳入として収納していた。</p> <p>やむを得ず歳出の過払い等が生じた場合は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適切な戻入手続きを行うとともに、今後一層適正な会計事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後、奈良県会計規則及び関係通知を遵守し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>新公会堂</p>	<p>3月21日</p>	<p>委託契約書について</p> <p>県が保有する業務委託契約書において、契約書に「本書2通を作成し、双方記名捺印して各自1通を保有する」と規定しているにもかかわらず、県新公会堂館長印が押されていないものが認められた。</p> <p>また、双方保有すべき契約書を取り違え、相手方が印紙貼付の契約書を保有しているものが認められた。</p> <p>今後、委託契約書については、適正かつ慎重な取り扱いに努められたい。 (注意事項)</p>	<p>当該契約書については、速やかに是正した。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めるとともに、契約を交わす場合においても、複数の者で書類の審査・確認を行うよう内部チェック体制を強化する。</p>
<p>教育委員会</p> <p>橿原考古学研究所</p>	<p>4月19日</p>	<p>物品購入にかかる事務処理について</p> <p>タービーシート等物品の購入において、見積合わせを省略して差し支えない金額に分割して購入しているものが散見された。また、物品の購入において、物品購入伺書及び検査書が作成されず、納品書も徴していないものや契約金額が50万円以上であるにも関</p>	<p>物品の購入にあたっては、適正な発注を行う。</p> <p>また、新世紀総合財務システムによる物品調達システムにより物品購入伺書及び検査書を作成するとともに、奈良県契約規則及び関係通</p>

ならず、請書を徴していないものも認められた。物品の購入にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づくとともに、物品購入システムへの入力及び登録を行うなど、適正な事務処理に努めるべきである。（指摘事項）

委託契約書にかかる記載事項について

現場作業員業務委託等にかかる契約書において、奈良県契約規則及び奈良県契約規則等の一部改正通知に定められた事項が記載されていないものが認められた。今後は、奈良県契約規則及び関係通知に定められた事項を記載した契約書を作成すべきである。

（指摘事項）

内部統制について

前年度に内部統制について改善を求める意見を出したところであるが、今回の監査においても支出や契約事務等において不適正な事務処理が多々認められ、事務執行における体制改善に取り組まれる必要があると考える。

貴研究所においては、事務処理過程を見直しチェック体制の強化を図られたとのことであるが、事務の執行にあたっては関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制をなお一層強化するなど、真に実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処のうえ万全を期すべきである。（指摘事項）

支出科目について

水道使用料の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。（注意事項）

長期継続契約について

庁舎管理業務委託にかかる長期継続契約において、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知」に定められている契約期間を超える契約を締結していた。今後は適正な契約期間を設定すべきである。（注意事項）

委託における設計変更事務手続きについて

委託における設計変更事務手続きについて、口頭による指示・協議での設計変更が認められた。口頭による指示・協議だけでは請負者との確実な履行状況の確認等が出来ないばかりか、トラブルの原因になる恐れも思料される。

県土マネジメント部においては、設計変更に関する事務の適正化を図るた

知等に基づき、適正な事務処理に努める。

今後、契約書の作成にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、記載事項に不足がないよう努める。

事務の執行にあたっては、決裁過程におけるチェック体制の更なる強化に努め、事務の適正化と誤謬の発生防止に万全を期するよう努める。

今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な支出科目で執行するとともに、チェック体制の強化に努める。

今後は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知」を遵守し、適正な契約業務の執行に努める。

委託における設計変更に際しては、トラブルの発生原因となることのないよう事前協議等の内容を記録として保管し、設計変更事務の適正化を図る。

		<p>め、発注者と受注者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとしている。</p> <p>貴研究所においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組まれない。（意見）</p>	
奈良高等学校	2月1日	<p>証紙収納事務について</p> <p>証紙収納において、奈良県収入証紙条例施行規則に定められた消印にかかる事務処理が相当数行われていなかった。</p> <p>今後は、規則に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>指摘を受け、直ちに消印処理を行った。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェック体制を講じるとともに、奈良県収入証紙条例施行規則に基づき、適正な処理に努める。</p>
西の京高等学校	1月25日	<p>行政財産使用料について</p> <p>行政財産使用料の積算において、奈良県行政財産使用料条例に基づいた処理を行わなかったため、1件の徴収不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。（注意事項）</p> <p>帰国旅費の支給について</p> <p>A L T（外国語指導助手）の帰国旅費の支給において、事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）</p> <p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。（注意事項）</p>	<p>1件の徴収不足については、速やかに徴収を行い雑入処理をした。</p> <p>今後は、より一層慎重な事務処理に努める。</p> <p>1件の支給不足については、速やかに支給した。</p> <p>今後は、適正な支給事務に努める。</p> <p>委託業者より、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を提出させるとともに、職員へは適正な履行の確認及び検査について徹底した。</p>
平城高等学校	2月1日	<p>支出科目について</p> <p>経費の支出手続きにおいて、該当する予算科目が不足したため、誤った科目で支出していた事例が複数見受けられた。</p> <p>地方自治法施行令により、予算は地方自治法施行規則の定めによる区分に従って執行することとされている。今後は、支出科目についてはその妥当性を十分勘案し、適正な科目で支出すべきである。（指摘事項）</p> <p>物品等の寄附受納手続き等について</p> <p>寄附された物品等について、寄附受</p>	<p>誤った支出科目については、平成24年度内に訂正を行った。</p> <p>今後は地方自治法施行令及び奈良県会計規則に基づき、適正な科目で支出する。</p> <p>過去の寄附受納について</p>

		<p>納に伴う手続きを行わず、また、備品の備品管理簿への登記や工作物の公有財産異動等報告書の提出も行っていない事例が認められた。</p> <p>寄附の受納により物品等を取得する場合は、会計規則及び公有財産規則等に基づき、適正に事務を執行すべきである。(指摘事項)</p> <p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出科目、物品等にかかる寄附受納手続きや管理、及び委託費の履行確認等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)</p>	<p>は、平成24年度内に教育長あて受納報告等の手続きを行った。また、それぞれの備品や工作物について物品管理システム及び公有財産管理システムへの登載を行い、会計管理者等への報告も行った。</p> <p>今後は会計規則及び公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行い、再発防止の徹底に努める。</p> <p>委託事業者から月次業務完了届を提出させ、履行確認を行った。</p> <p>今後は契約書及び仕様書に基づき、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努める。</p> <p>事務の執行に当たっては、その目的を有効、効率的かつ適正に達成するため、複数の者で審査、確認等を行うよう内部チェック体制の強化を図り、厳正に対処する。</p>
山辺高等学校	4月12日	<p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。(注意事項)</p>	<p>指摘後、委託業者から業務完了届を提出させ、履行確認を行った。</p> <p>今後は、契約書に基づき、関係書類による検査確認を確実にするなど、適正な事務執行に努める。</p>
檀原高等学校	2月19日	<p>歳入の会計年度について</p> <p>公衆電話委託手数料について、複数年度にわたり年度を誤って調定を行っているものが認められた。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を遵守し、適正に事務を執行すべきである。(指摘事項)</p> <p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱</p>	<p>監査委員事務局及び会計局会計課の指導を受け、手数料の振込時期等については、平成25年度より適正に執行した。</p> <p>今後は、奈良県行政財産</p>

		<p>や転倒防止板について、実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていなかった。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)</p> <p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。(注意事項)</p>	<p>使用料条例及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を提出させ、適正な履行確認及び検査に努める。</p>
御所実業高等学校	4月16日	<p>物品の寄附受納手続き等について</p> <p>寄附された物品について、寄附受納に伴う手続きを行わず、備品管理簿への登記や財産調書の提出も行っていない事例が認められた。</p> <p>寄附の受納により物品を取得する場合は、会計規則及び関係通知に基づき、適正に事務を執行すべきである。(指摘事項)</p>	<p>物品の寄附受納に伴う事務処理については、速やかに物品管理システムへ入力処理を行い、財産調書を作成し会計管理者に報告を行った。</p> <p>特に寄附案件が多い3月は注意し、出納員が、寄附業務担当である3年学年主任、育友会担当者、教頭及び事務長と連絡を密にするとともに報告漏れがないよう、ダブルチェックを行うこととした。</p> <p>今後は、会計規則及び関係通知の再確認を行い遵守し、物品の適正な管理に努める。</p>

ウ. 財政的援助団体等

団体名 (団体の所管課)	実施年月日	監査結果	措置の内容
財団法人奈良県農業振興公社 (農林部企画管理室)	平成25年 8月8日	<p>財務諸表等への計上について</p> <p>平成24年度決算書の正味財産増減計算書及び収支計算書に重大な過誤が認められた。正味財産増減計算書では農業振興支援事業助成金収入及びそれと同額の支出が計上されず、また、収支計算書では農業振興支援事業助成金収入が計上されず、本来計上すべきでない特定資産取崩収入が計上されたことに伴い、当期収支差額及び次期繰越</p>	<p>平成24年度決算については、臨時理事会を開催し、誤謬の遡及修正を行う。今後は、公認会計士を公社の監事に起用し、会計処理の指導を受けるとともに、資金収支仕分けを入力すると損益取引上の仕分処理を自動作成できる会計処理シス</p>

		<p>収支差額が過大に計上されていた。</p> <p>今後、適正に処理するとともに、財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準に基づき厳正に処理すべきである。(指摘事項)</p> <p>委託契約について</p> <p>新公益法人移行手続申請業務に係る委託契約において、随意契約理由が不明確で、かつ業務完了検査を行わず支払を完了している案件が認められた。</p> <p>これは、公社会計規程及び契約要綱に、随意契約の適用要件や完了検査及び支払時期等を十分に規定していないことが要因と考えられる。今後は、県会計例規に準じた会計規程及び契約要綱を整備し、適正に執行されるよう検討されたい。(意見)</p> <p><所管課の農林部企画管理室に対する結果></p> <p>(財)奈良県農業振興公社の財務諸表等について</p> <p>(財)奈良県農業振興公社における監査において、平成24年度決算書の正味財産増減計算書及び収支計算書に重大な過誤が認められた。主務官庁として同公社の監督を適正に実施し、公益法人会計基準に基づいた財務諸表等の作成に努めるよう厳重に指導されたい。(意見)</p>	<p>テムを導入することで計上誤りを防止し、公益法人会計基準に基づき厳正に処理する。</p> <p>今後は、県会計例規に準じ公社会計規程及び契約要綱を公益財団法人の移行に併せて整備し、適正に事務を執行する。</p> <p>上記のとおり適正に事務執行するよう厳重に指導していく。</p>
<p>公益財団法人奈良県林業基金 (林業振興課)</p>	<p>平成25年 8月7日</p>	<p>経営について</p> <p>造林事業等を営む林業公社の累積債務が全国的な問題となっている中、公益財団法人奈良県林業基金(以下「基金」という。)においては、県及び日本政策金融公庫からの長期借入金は平成24年度末で100億円を超過しており、今後も増加していく見通しである。</p> <p>この借入金は将来の伐採収入により返済することとしているが、木材価格の大幅かつ継続的な下落等により、森林整備の投資に見合った収入を得ることは困難な状況となっており、借入金の解消を含めた長期的な収支見通しは極めて厳しい状況である。</p> <p>基金においては、平成24年8月より経営改善検討会議を設置し検討されているが、平成20年3月に長期収支計画を策定して以降、5年を経過しているにもかかわらず、その後の長期収支予測がなされていない。今後のあり方を検討する上においても、早急に長期収支計画を立てるべきである。</p>	<p>林業基金では、これまで事業計画を見直し、新規造林の休止、コスト削減の取組、借入金一部繰上償還や人員の削減を行うなど、収支改善に向けた経営の合理化に努めてきたところであるが、さらなる経営の改善が必要なことから、平成24年度に経営改善検討会を設置し、現在、改善計画の策定を進めている。</p> <p>改善策を反映させた長期収支計画を平成25年度末までに立てるとともに、速やかに森林資産に関する情報も含めて公表して参りたい。</p>

		<p>なお、県からの多額な借入金の状況を考慮すると、収支見通しを含む森林資産に関する情報については、県民に対する積極的かつ分かりやすい情報公開が望まれる。 (意見)</p>	
<p>奈良県土地開発公社 (用地対策課)</p>	<p>平成25年 8月8日</p>	<p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて</p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。</p> <p>自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意)</p>	<p>自賠責保険料について、車検満了期日を再確認のうえ車検受検前に前金払いにより支出を行うこととし、今後、より一層の注意を図り適正な事務執行を行うよう指導した。</p>

※平成25年9月に公表した監査結果報告（平成25監査年度第1回）に対し、各所属において講じた措置について、平成25年10月8日～26年4月24日までに報告があった内容を掲載している。よって、受理後すでに措置が完了しているものがある。